農業委員会の活動

～農地利用の最適化に向けて～

農業委員会事務局農地調整係　☎(63)2184

農業委員会は、農地の売買・貸借、農地転用等の農地法等に基づく許認可事務など、地域の農業振興に関する活動を行っています。平成29年度より動き出した「農地利用の最適化」のため、これまで以上に積極的な取り組みを行っていきます。

●農地利用の最適化…担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、農業への新規参入の促進。

農業委員会の構成

農業委員（18人）

農地法等に基づく、農地の権利移動や農地転用についての審議を行っています。

農地利用最適化推進委員（30人）

農業委員と連携し、主に担当地区の現場活動（現地調査や農業者との調整等）を行っています。

その他、両委員が連携して、遊休農地の発生防止・解消に向けた農地パトロール(※29ページ参照)や、利用集積に向けた農地の出し手・受け手の掘り起こしを目的とした戸別訪問による農業経営意向調査などを行っています。

市農業委員会　奈良部　繁雄（しげお）　会長

農地利用の下限面積の引き下げ

遊休農地の解消と、市内への定住促進のため農地を取得する際の下限面積を引き下げました。

指定区域…板荷、西大芦、加蘇、粟野、粕尾、永野、東大芦地区の引田、南摩地区の上南摩

（1）空き家に付属した農地

中山間地域等の小規模農地が付属した空き家の流通を促し、物件として提供するため、空き家バンクに登録された空き家に付属した農地について、農地取得の下限面積をこれまでの30アールから**1アールに引き下げました。**移住希望者など農家でない人でも利用できます。

（2）農振農用地以外の農地

これまでの30アールから10アールに引き下げました。小さな規模でも農業を始めることができます。

農地付き空き家利用の流れ

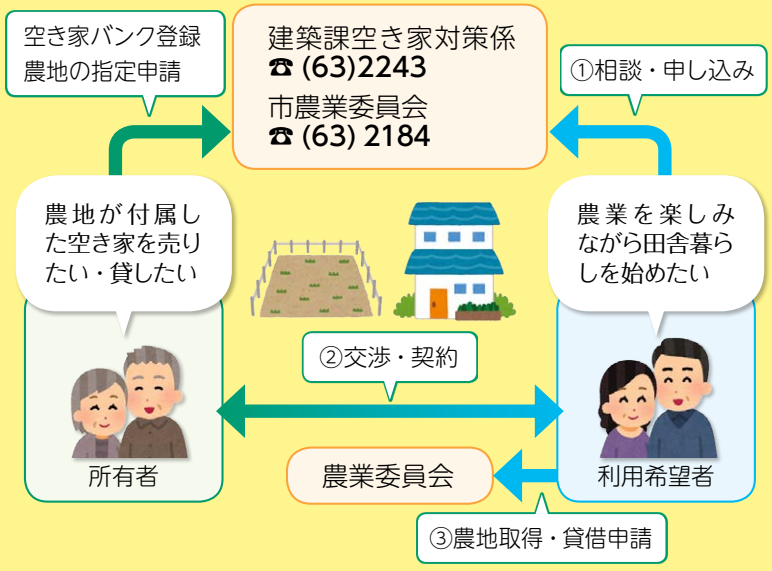

こんなときは農業委員会にご相談ください

- ◆農地を耕作目的で売買・貸し借りしたいとき
- ◆農地を農地以外の目的で利用したいとき
- ◆農地を相続したとき
- ◆農地の賃借権を解約したとき

※その他、農業者年金や農業経営の合理化に関することについての相談も受け付けています。